

在デンバー日本国総領事館 領事班
令和5年メールマガジン第8号（2023年9月20日送信）

★★

【今号の内容】

- 相続登記の義務化について
- 令和6年（2024年）度「前期」教科書の申し込みについて
- 当館管轄地域内の日本語教育施設の紹介

★★

●相続登記の義務化について

令和6年（2024年）4月1日から法改正により日本国内において、相続登記の申請が義務化されます。本措置は、日本国外に居住されている方も対象となりますので、ご注意ください。

○詳細は以下の法務省ウェブサイトをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html

- ・相続登記の申請は、不動産を管轄する日本国内の法務局に対し、書面（窓口・郵送）やオンラインで行います（在外公館等では申請できません）。
- ・相続登記の手続案内は、オンライン（予約制）で対象不動産の所在地を管轄する法務局で行っています。

【相続登記の義務化について パンフレット】

<https://www.moj.go.jp/content/001401141.pdf>

【法務局手続案内予約サービス】

https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/top/portal_initDisplay.action

●令和6年（2024年）度「前期」教科書の申し込みについて

当館では、当館管轄地域内（コロラド州、ニューメキシコ州、ユタ州及びワイオミング州）に居住する日本人の学齢子女（小学校1年生～中学校3年生）で将来日本に帰国する意思を有する子女に対し、日本の教科書を配布しています。

配布にあたっては、教科書を用意する都合上、当館に対して事前に教科書の申し込み手続を行っていただく必要があります。なお、デンバー日本語補習学校、コロラド日本語学校補習校及びユタ日本語補習校に通学している子女に対しては、各学校から教科書が配布されますので、この申し込み手続を行う必要はありません。

令和6年（2024年）度「前期」の教科書の配布を受けたい方は以下のウェブサイトをご確認いただき、10月13日（金）までに当館教科書係まで必要な書類を添えてお申し込みください。

【当館ホームページ：日本語教科書配布】

https://www.denver.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/jp_consular_education.html

●当館管轄地域内の日本語教育施設の紹介

当館管轄地域内には外務大臣が指定した補習授業校（※）がコロラド州内に2校とユタ州内に1校、日本語を継承語として子女教育を行う教育施設がコロラド州内に1校あります。

ご関心のある方は、以下のウェブサイトをご確認いただき、各学校の照会先へ直接ご連絡ください。

（※補習授業校とは、現地の学校などに通学している日本人の子どもに対し、土曜日、日曜日や放課後などを利用して日本国内の小学校または中学校の一部の教科について日本語で授業を行う教育施設です。）

【当館ホームページ：日本語教育施設情報】

https://www.denver.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/jp_consular_education.html

（参考）

【外務省ホームページ：海外教育】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/kyoiku/>

【文部科学省ホームページ：在外教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

※このメールは当館に在留届を提出された方及びメールマガジン配信を希望された方のメールアドレスに配信しております。

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

在デンバー日本国総領事館 領事班

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL: 303-534-1151

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp